

福運整第 9 3 8 号の 2
平成 2 8 年 2 月 2 3 日

福島県内貸切バス事業者 各位

東北運輸局福島運輸支局長

バスのスプリング式補助ブレーキを備えた車両の
火災事故防止の徹底について

バスの車両火災事故の防止については、従来から機会あるごとに注意喚起をしているところですが、昨年末から 2 月 8 日までに 6 件の火災事故が発生しており、このうち北海道管内で発生した 2 件の火災事故は、いずれも貸切バスが走行中、後部タイヤ付近から出火したものであり、その状況から駐車ブレーキ補助装置として後輪に設けられたスプリング式補助ブレーキ（以下「補助ブレーキ」という。）が作動した状態で走行を続けたことから、ブレーキが過熱し火災に至ったものと推定されています。

このようなことから、同種の事故を未然に防止するため、下記事項について改めて徹底するようにお願いします。

記

- 1．補助ブレーキを備えた車両を把握し、これらの車両を使用する際、自動車製作者が定めた取扱要領に基づき適切に操作するよう、運転者に対して指導すること。
- 2．補助ブレーキの作動確認に加え、作動警報装置が正常に作動することを点検し、所要の整備をすること。
- 3．補助ブレーキにエア漏れがないことを点検し、所要の整備をすること。